



貴社の  
資金繰り対策  
万全ですか？

一施行に合わせて、金融機関を検査監督するための金融検査マニュアルも改定されました。その中で、金融円滑化の適切な実施にあたり、さまざまな取り組みを金融機関に求めるようになっています。国も法律や制度を作つただけで良しとせず、実効あるものとなるように手を打つ

つまり、金融機関は、借り手からの返済相談に対して、これまで以上に積極的な対応が求められています。

文言上は「努める」ということです  
が、努力義務として規定されています  
し、実施体制や状況の開示を行うこと  
に加えて、虚偽の報告には罰則が定め  
られています。」

○金融機関は、中小企業や住宅ローンの借り手の申し込みに対して、できる限り条件変更などを行なうよう努めます。

○同時に、他の金融機関や政府関係金融機関、信用保証協会などとも連携し、条件変更などを行うよう努めます。

容について、当所経営支援部の野沢恭久  
経営指導員が説明します。

法案提出から成立まで、さまざま  
ニュース報道がありましたので、実際の内  
容について誤解されている方も、少なくな  
いようです。そこで本誌では、法律の内

ンの借り手も対象となつてゐるからです。

「中小企業金融円滑化法」は、正式には「中小企業者等に対する金融の円

中小企業金融円滑化法で、  
何が変わる？

十九

12月4日から施行されました。

マスコミ報道などすでに会  
昨年11月30日に国会で「中小企業

第二课

## 中小企業金融円滑化法を活用して、返済計画を

# 貴社の 資金繰り対策 万全ですか？

特集  
1 中

表1 商工いきいき特別保証の概要

ご利用  
いただける方

- ・栃木県内で同一事業を1年以上営み、次のいずれにも該当する方
  - ・提携する商工会・商工会議所が経営指導を行い、推薦した方
  - ・本件承諾後の保証債務残高が5,000万円以内の方 など

保証限度額  
**500万円**

※直近決算における平均月商の概ね3倍の  
いずれか少ない方の額

保証期間  
**10年**

返済方法  
均等分割  
返済

「 ていると言えるでしょう」

必要になります。条件変更はそれに基づいて行われます。

ただし、そうは言つても改善計画は右から左に作れるものではありませんよね。ですから、1年以内に策定が可能であれば、それを見越して先に条件の変更を行なうこともできます」

確かに経営改善計画を作るのは、商工会議所や金融機関などと相談する必要があるでしょう。それを待っていたのでは資金繰りがショートしかねません。



## 貴社の 資金繰り対策 万全ですか？

中小企業金融円滑化法を  
活用して、返済計画の改善を



そんなことが無いように、現実的な内容になつてゐるわけです。

また貸付条件の変更には元本の返済猶予だけでなく、返済期間の延長や、旧債の借換えなど、債務の弁済負担の軽減を行うすべての措置が含まれています。

### 商工会議所はワンストップ サービスで対応

「困ったことがあつたら、まずは商工会議所に相談してください」と野沢経営指導員は言います。

「従来から行つてゐる「商工いきいき特別保証」（表1）も、内容が拡充しています。商工会議所・商工会・金融機関・信用保証協会が連携をとつて、融資を受けやすくする制度です。商工会議所や商工会の推薦がありますから、保証協会の審査もスムーズに進み、資金調達までの時間が短縮されます。

またマル経融資を使った借換えで、資

金繰り円滑化を支援しています。平成22年3月末までの期間ですが、返済期間の延長や複数借入の一本化などで、月額返済負担の軽減とともに追加資金の調達も可能になります」

さまざまな制度がありますが、商工会議所を利用する最大のメリットは、何よりも（ワンストップサービス）でしょう。

商工会議所はさまざまな専門家と連携し、中小企業者の抱える悩みに幅広く対応できる体制を整えています。ですから、例えば現在の経営状態のチェックや、経営改善には不可欠な販路拡大、企業のネットワーク作りなど、企業活動に必

要なさまざまな事業を、中小企業者の立場に立つて行つています。相談員も常駐していますから、急な相談にも応じられます。

「深刻な悩みだけでなく、気軽に相談でも結構です。ぜひ商工会議所にお立ち寄りください。」

問合せ  
637-3131  
経営支援部

### 中小企業円滑化法についての問合せ

●宇都宮商工会議所 経営支援部 ☎637-3131

#### 金融関連団体が設置する相談窓口

●全国銀行協会 銀行とりひき相談所

(中小企業向け融資) ☎050-3385-6091  
(その他の相談・照会) ☎03-5252-3772

●全国信用金庫協会 全国しんきん相談所

☎03-3517-5825

●全国信用組合中央協会 しんくみ苦情等相談所

☎03-3567-2456

#### 金融庁の情報受付窓口

●金融円滑化大臣目安箱

☎0570-052100 / ☎03-3501-2100

●金融円滑化ホットライン

☎0570-067755 / ☎03-5251-7755

●金融サービス利用者相談室

☎0570-016811 / ☎03-5251-6811

☎03-3506-6699

<http://www.fsa.go.jp/receipt/soudansitu/index.html>

最寄の財務局でも受けられます。

#### 信用保証制度等、公的金融に関する主なお問い合わせ先

●中小企業庁金融課

☎03-3501-6280

●関東経済産業局

☎048-600-0425 / ☎048-600-0334

●栃木県信用保証協会

☎028-635-2121

●(株)日本政策金融公庫宇都宮支店

(国民生活事業) ☎028-634-7142 (中小企業事業) ☎028-636-7171

●(株)商工組合中央金庫宇都宮支店

☎028-633-8191

